

第 18 回 東北地方整備局との意見交換会 要望事項

日時：平成 29 年 7 月 24 日（月）13：30～15：30

場所：ホテル白萩 2 階「錦の間」

I. 要望事項

【要望事項 1】

「社会保険等加入促進に向けてについて」

（一社）全国鐵構工業協会 東北支部

【要望趣旨】

社会保険等未加入者は、本年 4 月以降、国土交通省直轄工事において、2 次以下の下請け企業も含めて現場入場を認めないこととし、連動して、防衛省、農林水産省も同様の措置を講じている旨、徐々に対策の効果が上がっていることが実感されて来ていますが、他省庁、独立行政法人、機構等、地方公共団体、民間企業についてはまだまだ理解されていないのが現状ではないでしょうか。

本年 5 月 8 日の建設業社会保険推進連絡協議会においても、今後の新たな展開として様々な取り組みを行っていくことが決議されましたが、建専連も職人の直雇化と社会保険加入促進に積極取り組んできており、この問題が理解されず、長引くことになればなるほど企業経営が苦しくなり建設業界から退場せざるを得ない状況になります。

早急な対策、制度の周知、別枠での経費計上等を進めていただけないでしょうか。

併せて、建設業の許可・更新時に確認していくとした時点から 5 年が経過していますが、その後の現状はどのような状況でしょうか。また、立ち入り調査を強化するとも言っておられました。違反があれば所管部局に通報するとのことですが、社会保険等所管部局との合同調査など連携強化を図っていただくことがより効果的ではないでしょうか。

【要望事項２】

「専門工事業の評価制度と建設業の魅力発信について」

東北基礎工業協同組合

【要望趣旨】

建設産業構造の大きな変化から、１０年後においても建設産業が「生産性」を高めながら「現場力」を維持できるよう、法制度はじめ建設業関連制度の基本的な枠組みについて検討を行う建設産業政策会議が昨年１０月１１日設置され、法制度・許可、企業評価、地域建設産業の在り方等について報告がなされたところですが、特に、以下の取り組みについて回答いただけないでしょうか。

○登録基幹技能者の積極的活用と評価

工期・工程・品質・安全等マネジメントできる登録基幹技能者の配置義務化と処遇について従来からお願いしてきているところですが、その後の取り組み状況について回答いただけないでしょうか。

新たな動きとして、厚生労働省が、建設労働者確保育成助成金において、登録基幹技能者処遇向上コースとして、昨年４月から１人たり年間１５万円以上賃金を上げた場合１０万円助成するとの取り組みを行ってきています。（３年間の措置）

折角の助成制度が配置義務化と処遇に繋がらなければ形骸化してしまいます。

早急な対応方お願いいたします。（参考資料—人数、資格要件）

○専門工事業者の評価

「専門工事審査型総合評価方式」の取り組み状況と今後の取り組みについて。

また、現場業務の多くの業務を専門工事業者が担っている状況と併せて、一部の整備局において、技能資格を総合評価方式における加点評価するまでになっていることから、専門工事業者を評価する制度を積極的に取り組んでいただけないでしょうか。

○体験学習できる建設現場の指定について

昨年度も要請したところですが、文部科学省は、小・中学生に幅広く社会体験の場を求めてきており、他産業のさまざまな場での活動をしています。そのような中、常日頃か

ら全国各地で専門工事業の仲間が体験学習の受入れや出前講座を行っている企業が有りますが、現場体験を受け入れるには元請、発注者の了解を得なければなりません。発注段階において体験学習受け入れ事業である旨の指定をしていただけないでしょうか。（現場見学会の他） 建設現場は危ないから受け入れないではなかなか建設業を理解してもらえません。「建設現場へ GO」の広報もなされているところですが、直接経験することが興味をもってもらえることになり、子供が関わって来ることになれば親も参加する機会が増え、今何が身近に行われているか知る事にもなり、建設業への理解も深まるのではないのでしょうか。

富士教育訓練センターで研修を受けている工業高校生のアンケートでも建設業に対する意識調査（H26 国土交通省）で、何時建設業に興味を持ったかについて、中学校時との回答が多く、小さい時から何らかの形で建設業を経験することが必要で有ることがうかがえます。文科省からの要請もあり積極的に取り組むべきではないのでしょうか。